

Ⅲ、電話・メール＋来所相談で何が見えたか。

A、大阪希望館の電話・メール相談

1、どこからの相談か。

相談数		媒体		相談依頼者		相談者居住場所	
実数	143	Eメール	78	本人から	105	市内から	88
延数	249	電話	107	友人・親族	8	府内から	36
		mail＋Tel	4	住民	3	府外から	13
		来所・出張	60	関係機関	27	不明	6

* 実数＝1日に数回やり取りしても1回
* 延数＝相談のやり取りをした延日数

本事業で実施した電話・メール相談は、平成27年6月1日から28年2月29日の9ヶ月間で、実件数143件、延件数(同じ相談者が日をまたいで相談した延日数)249件だった。実施計画で掲げた目標を超えているが、さほど変わりはない。これは、「ネットカフェ難民」支援策として、前年度まで厚生労働省職業安定局の事業として実施されていたOSAKAチャレンジネット(住居喪失不安定就労者支援センター)の相談件数をベースに事業計画を立てた結果である。

チャレンジネット時代の相談件数と同じくらいの件数だということは、住まいを失くした人や失くしそうな人を主な対象にした電話やメールでの相談(できれば来所も)の需要が、生活困窮者自立支援法が制定され、各福祉事務所単位で相談窓口ができたとしても、変わらず存在していることを示していると考えている。

どういった方法で相談先を知ったか	
インターネットの検索	100
知人・友人から聞いた	12
他の相談機関などから聞いた	4

しかも、本事業での相談案内は、大阪希望館のホームページ上でしか掲載されていないため、そこにたどり着いて情報を得るしかない中で、月平均15件以上の相談があったといえる。

事実、どこで大阪希望館の電話・メール相談を知ったかについては、143件中100件が「インターネットの検索」だった。その他は「知人・友人から聞いた」が12件、「他の相談機関などから聞いた」が4件となっている。

関係機関からの相談や問合せが27件あったが、それらは、OSAKAチャレンジネットを国から委託を受けて行っていた大阪労働者福祉協議会が開設している「ライフサポートセンター」や、大阪市内市外の生活困窮者の相談窓口・福祉事務所などからの相談が大半を占める。

相談者の居住場所・現在の居場所については、大阪市内からが88件で、不明を除く137件のうち64.2%を占める一方で、大阪市以外の大阪府内から36件26.3%、大阪府外からも13件9.5%あった。やはり大阪希望館に近い大阪市内からの相談が多い結果だが、3分の1以上(35.8%)は大阪市以外からの相談であり、チャレンジネットと同じく、ある程度広域的な相談センターの役割を担うことができたと考えている。

2、誰がどういった状況で相談しているか。

まず年齢層は20代が最も多く41人で、年齢または年代がわかった120人のうち、34.2%を占める。40代以下だと110人91.7%と、相談者のほとんどを若年層と前期中年層が占めている。これもやはり、大阪希望館で相談できることや連絡先を知った情報源が、主にインターネットであることと関係しているし、また大阪希望館では「主に若年者支援」をホームページ上でも打ち出していることから、中高年齢層からの相談が少なくなってしまったこととも関係していると考えられる。

相談は圧倒的に男性からが多いが、それでも女性からの相談も16.1%存在している。これは今まで行われてきたホームレス層対象の相談事業での男女比より、確実に女性の比率が多いと考えられる。

[状況・相談内容]を、大きく「住まい有(困窮等)」「住まい無」「住まいを失う手前(家賃滞納・退去勧告あり)」「その他」の4つ

に分類してみると、「その他」は住まいがある人からの相談であるため、住まいがない人が70人、住まいがある人が73人と、相談者のうちほぼ半数ずつを占めている。「住まいを失う手前」の人には「知人宅・友人宅にしばらく泊めてもらっていたが、出ていかなければならなくなった」という人もふくめている。

状況・相談内容			相談対象者年齢		相談者性別		
住まい有 (困窮等)	生活に困窮(中期的課題)	A	4	10代	2	男性	120
	生活に困窮(一時的に資金必要)	B	4	20代	41		
	親元から出たい(実家で引きこもり)	G	2	30代	30	女性	23
	大阪に行きたい	H	4	40代	37		
住まい無	一時宿泊を(次の行場所あり)	C	4	50代	7		
	仕事あり・住まいなし	D	6	60代	2		
	仕事なし・住まいなし	E	60	70代	1		
住まいを失う手前(家賃滞納・退去勧告あり)		F	34	不明	23		
その他		I	25				

注目してほしいのは、「すでに家賃滞納が数カ月続いていて、すでに家主や管理会社から退去通告がされている」、もしくは「今月中に滞納分ふくめて全額を支払わなければ退去しなければいけないが、失業していて支払える目途がない」ことから、(住むところがなくなるため)いままら現住所での生活保護申請をすることもできないという状況での相談が、34人いたことである。「現在住むところがない」人70人に対して、「直近に住むところがなくなる人」が、その半数いたということになる。

何を意味しているかは歴然である。次から次へと住まいを失くしてホームレス化する人たちが出続けているということである。

3、相談者の多様さ I 「非定住型困窮者の存在」

相談者の多様さのひとつは、年齢層の多様さ、性別の多様さ、困窮状態の多様さ(住まいの有り・無しなど)とともに、本事業で整理したところ、次の2つの多様さを見ることができた。

① 「住まいがない」あるいは「住まいを失う直前」の状態に置かれている人だけでなく、現在「困窮はしているが、ただちに住まいを失う状態ではない」人たちの中にも、一定数確実に非定住層の生活困窮者がいるという点である。

本事業を提案するにあたり、私たちは「非定住型生活困窮者」を次のように定義してみた。

「非定住型生活困窮者とは、住居喪失困窮者とともに、派遣労働者や仕事を求めて住まいの場所も形も変えざるを得ない人たち、また経済的困窮のため安定した住まいを持ってない人たちを指す。(応募書類より)」

わかりやすく言えば次のとおりである。

- ◇ 「定住層」 居住地優先。住まいの場所をベースにして、仕事先を探す生活形態の人。(住まいの移動が少ない)
- ◇ 「非定住層」 就業地優先。仕事の場所に応じて住まいの場所が移っている生活形態の人。(寮や社宅、ネットカフェや友人宅などか、自分名義のアパートかに関わりなく、住まいの移動が多い人)

電話・メール相談者を、次のような基準で、わかる範囲で「非定住層」と「定住層」に区分してみた。

- ◇ 「派遣やアルバイトなど不安定就労で働いている。失業している」 → 一定期間もしくは複数回、寮や社宅・ネットカフェ・友人宅などで生活しているか、自分名義のアパートがあっても、転職とともに住む場所を移動させてきた回数が数回はある場合 = 非定住層。

◇ 「田舎の実家から出てきたが、自分名義のアパートに住んでいない」 → 求職活動などに失敗したときに実家に戻れる場合は「定住層」、戻れない場合は「すでに非定住層」。

◇ 「生活保護(居宅保護)を受けている」 → 数年以上同じ居宅で生活しているか、そうする可能性が高い場合は「定住層」(ホームレスという非定住状態から、生活保護で居宅をかまえて定住層に変わる人も多い)、逆に2～3年程度以内で数回居住地を変えている人、生活保護と野宿を繰り返している人は、同じように生活保護を受けて現在自分名義のアパートに住んでいたとしても、まだ「非定住層」。

その基準で区分したのが次の表である。

	非定住層と思える相談者	母数	割合
住居あり・その他	9	47	19.1%
住居なし	60	87	69.0%
失う手前	14	34	41.2%

母数には、27年3月10日以降の相談者187人のうち、相談者の状況がある程度分かる168人を使った。非定住型生活困窮者であるとうかがえる相談者は、「住居がある・その他」の相談者のうちの約2割(19.1%、9人)、「住むところがない」の人のうち69.0%(60人)、「住むところを失う手前」の人のうち41.2%を占めた。

つまり、現に住むところがない人のうち7割が非定住層とうかがえたが、かといって「住まいがない(ホームレス)＝非定住層」とも単純化できないし、単純に「今現在、住むところがある＝定住層」とも言えない複雑さがあることは確かだと言える。

明確に言えるのは、生活困窮者(生活保護受給者もふくむ)のうち、非定住型の困窮者が一定数確実に存在していること、および、非定住層の方が、よりホームレス状態におちいる危険性が高いということである。

また、派遣やアルバイトなど非正規で不安定な雇用形態で長く働いてきた人ほど、非定住層になっている割合が高いと考えられる。なぜなら、非正規雇用では通勤費が出ない、あるいは出たとしても上限額が中堅企業以上の正社員に比べて、かなり低い(中小零細企業では、正社員でも通勤費の上限額が低いところが一定数ある)場合が多いからである。給与額が少ないいうえに通勤費の負担を本人がかぶらなくてはいけないとすると、働く場所により近いところに住むしかなくなるからである。

4、相談者の多様さⅡ 「失業・不安定就労以外の困窮要因も抱えた人たちの存在」

失業・不安定就労以外の要因もうかがえた人数(27.3.10～)				
	住居あり 47		住居なし、失う手前 121	
高齢	1	2%	4	3%
障がい・病気	9	19%	14	12%
家族関係	8	17%	9	7%
引きこもり	6	13%	1	1%
DV	3	6%	4	3%
合計	27	57%	32	26%

上に掲げた表は、前項と同じ母数のうち、失業や不安定就労以外の困窮要因や、失業や不安定就労になってしまう要因に、高齢や障がい・病気、家族関係の問題や「ひきこもり」、DVの要因があるとうかがえた人の数である。

「住居あり」相談者のうちの57%と「住居なし・失う手前」のうちの26%は、失業や不安定就労以外の困窮要因も抱えていることが、相談内容や生活状況からうかがうことができた。「住居あり」層の方が割合が高いのは、経済的困窮の相談だけでなく、自分

が抱える生きづらさや生活困難を解決してくれる相談先はどこなのか、またどう相談しに行ったらいいかわからないことから、インターネット等で見つけた大阪希望館に相談してきたと考えられる。主訴もまた、就労に関する相談ではない人が多かった。

他方、「住居なし・失う手前」層の割合が低いのは、食べるものも住むところもない(なくなる)という、がけっぷちに立たされた不安が強く、それ以外の困難要因がさほど前面に出なかったからだと考えている。電話・メールといった手段での相談の限界でもあるだろう。それでも、4人に1人は、仕事や住まいを安定して確保することが困難なベースに、高齢や、若年であっても障がいや病気、家族関係の問題や引きこもり、DVなどの問題を抱えていることが見えた。このことが、電話・メール相談でさえうかがえたことは、実際にはそれ以上の数の住居喪失者や喪失直前者が、これらの問題を抱えていると想像できる。

「住居あり」相談事例

引きこもり	3年ほど引きこもりだが、一緒に暮らしていた母親(母親の年金で生活していた)が急になくなってしまい、生活に行き詰っている。手持ち金は親類から借りた〇万円ほど。仕事ができる気力も体力もないし・・・
障がい・引きこもり	うつ、強迫性障害などの病気で、実家で引きこもりをしている。それではだめだと思いつつも、他人と接するのがしんどい。外に出れるのは出れるが、仕事も続かない。親との関係も悪くなり、居づらい。どうしたらいいか？
家族関係・障がい	両親と一緒に暮らしている。自分が働いた金は全部家に取りられてしまうので、実家を出て独立したい。現在精神科に通っており、服薬もしている。
DV・障がい	親からの虐待があり、地元を出たい。精神と難病の疾患がある。
家族関係	母がパチンコばかりして働かない。彼女がいて結婚したいと思っているが、相手の親が自分の親と会ってくれない。自分が家を出ていこうと思うが、母の生活が成り立つか少し不安で、どうしたらいいか？
引きこもり	兄が引きこもりだったが、気持ちが変わり、ハローワークで求職活動をしているが、うまくいかない。HW以外にそういう支援をしてくれるところはないか。
DV	夫からDVがあり、生活再建をしたいが、接近禁止命令を申し立てるには住所を書かないといけなくて。そのため、申し立てた段階で夫がやってくる可能性があるため、どこかに逃げて再建したい。

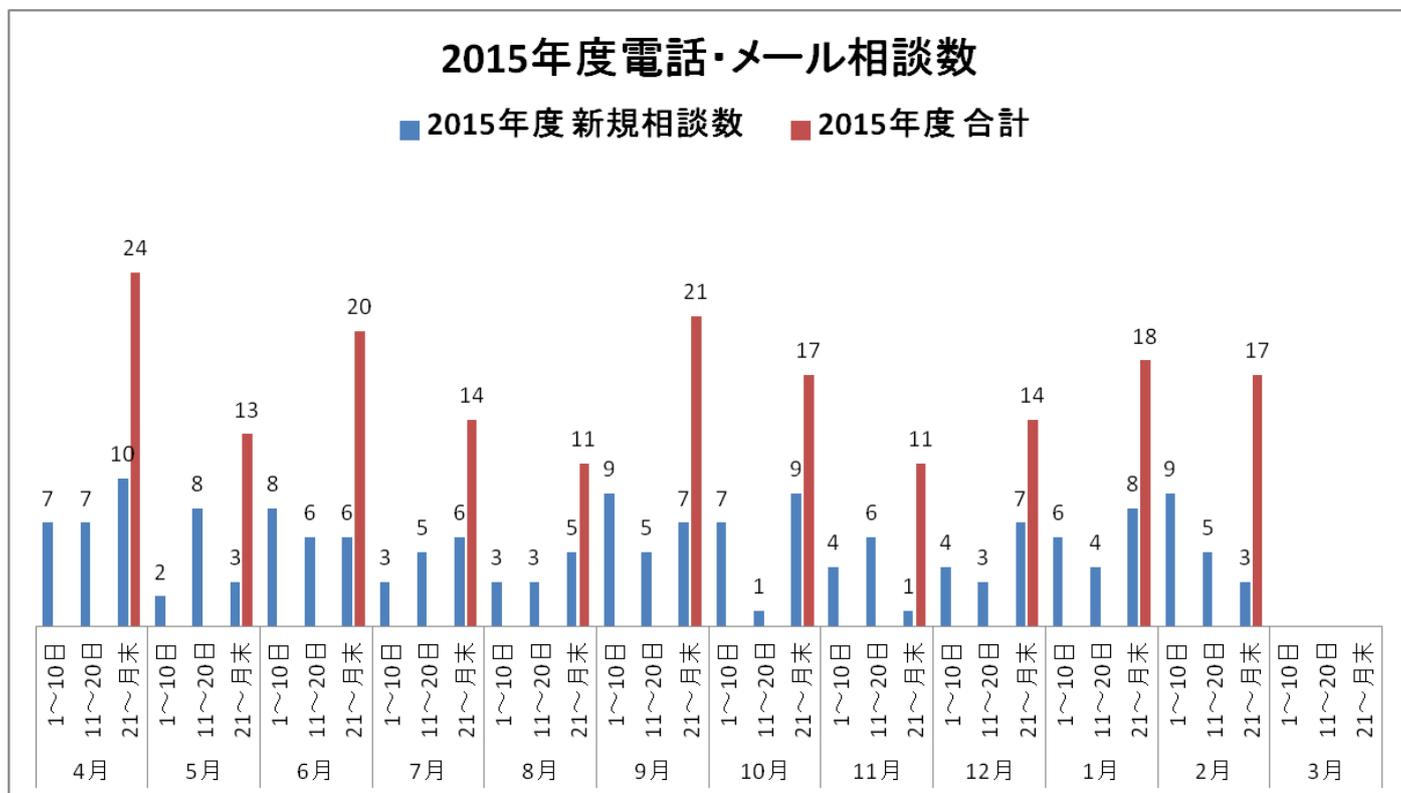
「住居なし等」相談事例

DV	正社員で働いているが、家族からのDVで、実家を出て1週間ホームレス状態。部屋を借りるにも住所と電話番号がいるが、実家のは使えない。何か方法はないか。
家族関係	離婚して家を出ており、現在〇市内で朝刊の配達などをして働いているが、住むところがなく新聞配達所のソファで寝ている。住まいがない状態で生活保護だと、仕事を辞めて離れた施設に行かなくてはいけないので、いやだ。希望館では女性は受けてもらえないか。
障がい	住込み派遣で働いていたが、最近契約解除された。吃音障害を抱えていて、次の住込みの仕事が見つからず、住むところを失った。
引きこもり、家族関係	専門学校を中退。母とのいざこざから家を出されて、幼少期に離婚していた父を頼って大阪に来た。ひとり暮らしをしながら同じような専門学校に行きだしたが、行けなくなりまた引きこもりに。卒業できなくて行ってなかったことが父に分かり、そこも出されて、友人宅に行った。友人は就職先の関係で部屋を一人で使わせてもらっていたが、出ていかなければならなくなってきた。どうすればいいか？
障がい	知人宅を転々とし、現在は〇〇の田舎で、知人と一緒に暮らしているが、出て行ってくれ、と言われている。精神疾患があるが、2～3年前に大阪府内で少し通院したが、その後2～3年間通院もせず服薬もしていない。大阪に戻りたいがどうしたらいいか？
家族関係	3ヶ月ほどホームレス状態。1ヶ月は野宿して廃棄食品で食いつないでいる。両親には、幼少期から虐待を受けていたので、知られたくない。希望館に入れたいか。失業保険もなく、家賃も2か月滞納で退去。保証金の戻し金でネットカフェや野宿で暮らしていた。

5、相談者の多様さⅢ 「やはり不安定就労は生活困窮とホームレス化の大きな要因」

前項までで、失業や不安定就労だけが生活困窮や住まいの喪失(ホームレス化)の要因ではなく、社会的な「多様な要因」が重なり合っていることをみてきた。だが、やはり不安定就労がその大きな要因であることには変わりがないのも事実である。

まず次のグラフを見てほしい。これは、電話・メール相談件数を、月毎に初旬、中旬、下旬に分けてグラフ化したものである。



上のグラフを見れば、単純に月の初めと終わりに相談件数が多く、月半ばには少ないというわけではないことが見て取れる。

あくまで推論の領域を出るものではないが、これに派遣やアルバイトなど非正規雇用の特徴を当てはめてみる。その特徴とは、給与形態が時間給もしくは日給月給であることである。つまり、正社員のように月毎に決まった給与が入ってくるわけではなく、出勤日数が多い月の給与は多く、出勤日数が少ない月の給与は少ないということだ。特に日払いや週払いであればその影響はもっと強くなる。

相談件数が他の旬よりも多い時は、次のとおりである。

① 4月下旬、② 6月初旬、③ 9月初旬、④ 10月下旬、⑤ 1月下旬～2月上旬と、5回の波があった。

その時期を、就労日数が減る時期と比べてみる。

①は3月末の契約期限から1か月後、②は5月初めのゴールデンウィークから約1か月後、③は8月の盆休みから2～3週間後、④は9月のシルバーウィークから1か月後、⑤は年末年始から3週から1か月後になっている。3月下旬が忙しくないとは思わないが、契約が終了したのち次の仕事が見つからなかったら。

貯蓄できるほどの給与でもなく、しかも労働日数の多い少ないによって収入が左右される非正規雇用者は、正社員の労働日数の減少に比例して自分たちの困窮状態が深まっていくという、皮肉な結果が見て取れる。

次に見るのは、住まいを失くしていたり、なくす手前の相談者が経験した不安定就労の現実である。

そこでは、雇用の不安定さとともに、今世間でよく言われているブラック企業的な姿や、いちばんの問題でもある「病気になったらすぐに仕事を失ってしまう」現実が見える。

会社倒産	1週間前からネットカフェや野宿。今は橋の下にいる。派遣の寮に入っていたが会社がつぶれて1ヶ月は寮にいたことができたのでアルバイトをしていたが、1カ月たって寮を出なければいけなくなった。
解雇	2～3日野宿している。関東で派遣で働いて、その後この3～4年は大阪で建築で働いていたが、仕事がなくなってクビになった。
解雇	住込みの仕事をしていて、クビになり、2か月前に大阪に出てきてネットカフェとかに泊まっていた。残金があと1万円ほどになり、電話をした。
契約打ち切り	派遣で働いていたが、契約を打ち切りになった。1ヶ月間派遣の寮で次の仕事を探していたが見つからず、寮を出た。いまはホームレス状態で、手持ちは100円しかない。頼れる身内や相談できる友人もない。
病気	中部圏での派遣を辞めて大阪に帰ってきた。西成の簡易宿泊所に泊まっていたが、体調を崩して仕事ができず、泊まる金もなくなって、昨日は野宿した。あと50円しか持っていない。
病気	2か月前まで派遣の寮にいたが、体調を崩して出勤できなくなり、解雇された。所持金がほとんどなく、食べることもできない状態。
病気	北陸に工場の派遣で行っていたが、体調を崩して休みがちになり、退職させられた。1万円前払いしてもらって大阪に戻ってきたが、仕事が見つからずお金が底を尽きた。
ケガ	寮に泊まりながら派遣で働いていたが、△月に仕事中にけがをしたので、3ヶ月目の派遣契約の更新が行われない。寮を出なければいけないが、経済的な理由で実家に頼るわけにもいかない。
日払から抜け出せない	最近、早朝からの月払いの仕事が始めたが、いまの日払仕事の金額では、新しい仕事の給与まで生活費が続かず、もうすぐ部屋を出ていかなければならない状態になっている。野宿になる不安がある。どうしたらいいか。
失業 親の年金	失業してからしばらく同居する母親の年金で暮らしていた。家賃が払えなくなって退去した。母親は老人ホームに入居できたが、自分は友人宅やネットカフェなどを転々としている。日払の仕事しかできておらず、生活に行き詰った。
仕事が見 つからない	以前の派遣会社の雇用期間が終了した後仕事が見つからず、家賃を2か月滞納している。以前にも3カ月ずつの家賃滞納を、2回したことがある。現在うつ状態になっていて、生活保護なども考えようと思っているが、自分が使える支援制度はないか？
ブラック？	建設関係の寮に入ったが、早々に他の従業員への暴力を見たとし、自分も脅された。日払してくれるという話も、「逃げたらあかん」と言うことで、支払い(前払い)額を減らされた。雇用契約も寮の契約もない。辞めたいが、辞めると住まいも仕事もなくなる。どうしたらいいか。
条件トラブ ル	2週間前から派遣で来ている。手持ちが少ししかなかったため、前払いを会社に願い出た。しかし「前払い可」とあっただけで、実は3週間働かないと前払いしてもらえないことになっていたことは知らされておらず、断られた。担当と口論になって退職になってしまった。今手元に2000円弱、社宅も数日のうちに出なければいけないので、どうすればいいか。
法違反？	派遣先の会社が、以前に別の派遣元から行っていたことがある会社だったので、それが理由で、派遣先から就労を断られた。次に行くところは事前面接を断ったら、その次の紹介をしてくれない。

6、相談者の多様さIV 「支援制度上の問題がのしかかる」

そのほかにも、支援制度が適用されにないことで、困窮を深める結果になっている事例もある。

支援制度 が使えない	2人の幼児がいる。夫は失業中で、自分もパートで働いていたがクビになった。その後、少し働いて家計を何とかやりくりしていたが、子供が熱を出すなどして収入がうまく得られない。市役所に生活保護の相談をしたが「働いてるからダメ」「車があるからダメ」と断られた。ようやく小口融資の福祉資金〇万円を借りることができたが、家賃と保育料の滞納分を払ったら残金がなくなって、子供にご飯を食べさせる金もない。もう少ししたらいくら働いた分が入るが、それも支払いに消えてしまう。いろんなところにメールを出しているが返事がない。どうしたらいいか。
支援のタイ ムラグ	会社を自己都合退職し、その後喘息になり、あまり就職活動できなかった。生活保護の相談に行ったが、就職活動が不十分ということでダメだった。その後、自立相談に行ったが、総合支援資金は金が出るまで1カ月かかると言われた。

宿泊支援 が使えない	水道工事で働いており、日給制で日払はしてくれるが、ここ 2~3 週間ネットカフェに泊まっている。住むところがほしい。緊急援護資金を借りるには、住所が必要だが、同時にカードローンと前住居の滞納家賃あわせて〇万円ほど借金があり、借りられない。何か方法はないか？
資産があっ て制度が使 えない	他県に分譲マンション 1 戸を持っていて賃貸に出している。家賃収入は全額ローンに消えているが、月〇万円あるため、生活保護の施設にも入れない。カードローンの債務もあるため、弁護士に債務整理してもらおうと相談に行ったが、住居が決まってないと法テラスが使えないと言われた。マンションの処分が債務整理に乗るまで、希望館に入居させてもらえないか。
自己破産 の影響	以前は自営業をしていたが、病気になってからは日雇軽作業くらいしかできない。借金が自分名義で〇万円、親族名義で〇万円あるが、自分名義のうち〇万円はその親族が保証人になっているので、安易に自己破産もできない。
自己破産 の影響	連帯保証人になっていた知人が債務を残して行方をくらましてしまい、多額の借金をかぶってしまった。自分のところに取り立ての連絡が来て困っている。弁護士に相談しても「自己破産」しか方法がないように言っているが、何かほかに方法はないか。

7、相談対応の成果と課題

相談対応(27.6.1~28.2.29)			
電話・メール相 談の後に、直接 対応(来所・出張 面談)	希望館入居	25	51
	入居外で支援	16	
	他団体に依頼	6	
	入居せず	4	
解決策をアドバイス		74	
話のみ受領		7	
返信に回答なし		11	

希望館入居は、1 件が 2 人組の相談のため、入居者数は 26 人

平成 27 年 6 月から 28 年 2 月までに受けた電話・メール相談 143 件(実件数)のうち、大阪希望館の支援ハウスで受け入れることができたのは、25 件 26 人だった。(入居者総数は 33 人だが、これには 27 年 6 月 1 日時点ですでに入居していた 7 人を含んでいるため)

入居者の概要や支援内容については、「支援ハウス事業」の項で触れるとして、ここでは、入居以外の方法で対応した相談における課題について報告する。

[直接対応で支援したケース]

① 入居外支援

入居外支援では、次の支援をおこなった。

a, クオカードの送付や食料の支援(3 件)

- ・居宅があり、生活保護の申請を行ったが、決定→生活扶助費支給日までの食費も大阪希望館に来る交通費もないが、生活福祉資金も要件にはずれて借りられなかった在宅相談者に、本事業とは別の法人独自予算で蓄えていたクオカードを、郵送で提供したケース。

- ・実家に戻る交通費はギリギリあったが、食費等にまわす金銭的余裕がなかった短期野宿者に、食事と下着を提供して、実家に戻らせた支援を行ったケース。

- ・希望館も満室で入れず、行政機関も休みのため、野宿する公園に訪ねて食糧支援をし、翌日に行政機関に相談に行ってもらったケース。

b, 面談後に行政機関への申請に同行(2件)

・ホームレス自立支援センターへの入所1件と女性専用の生活ケアセンターへの入所1件。

c, 訓練作業・職業相談を提供+申請支援(2件)

・生活保護の申請を準備する期間と扶助費の支給がされるまでの間の在宅相談者1名と、支援ハウスが満室で入居できないが、自立支援センターの入所申請までに部屋を片付けて明け渡す必要があった住居喪失相談者1名に、支援ハウス入居者に提供している訓練作業と産業カウンセラー(ボランティア)による職業相談を提供しながら、申請を支援した。

訓練手当は、在宅相談者は食費・光熱費の支払い、住居喪失相談者は食費とネットカフェの宿泊費に充ててもらった。

d, 就職活動に困っている若年の生活保護受給者に、産業カウンセラーの職業相談を数回提供(1件)

e, 精神科病院から自己退院してきたが、病状がまだ改善されていない相談者への再入院の支援(1件)

f, 20歳になって自立援助ホームを退所しなければならないが、まだ転居先が決まっていない相談者と保護司に、転居先が決まるまでの荷物を預かる支援をしたケース(1件)

g, 引きこもりの若者が使える支援資源や制度や、総合支援資金貸付や生活保護、失業手当などの支援制度の使い方、使えるかどうかの見込みについての相談等を、来所または出張で相談を受けてアドバイスしたケース(4件)

f, 継続した相談先がないと不安なため、継続相談先になることを約束したケース(2件)

② 他団体に依頼したケース

- ・西成区の生活保護受給者からの保護継続や生活上の不安等についての相談を、“ひぼ”に依頼したケース(2件)
- ・本人および相談機関からのDV被害者の受け入れを、羽曳野希望館に依頼したケース。(3件、いずれも入居はせず)
- ・家賃滞納による保証会社・管理会社とのトラブルと生活保護申請支援を弁護士に依頼したケース(1件)

③ 入居せずケース

・いずれも公的相談機関からの依頼で、希望館で受け入れ可能の返事をしたが、他の方策がとれた、本人とその後連絡が取れないなどの理由により、支援ハウスに入居しなかったケース。(4件で男女それぞれ2名ずつ)

[アドバイス、話のみ受領、返答なしのケース]

① アドバイスしたケース

「アドバイス」に分類しているのは、電話やメールのやり取りで、どんな制度や施策があり、どこにどういうふうに相談しにいかればいいのかをアドバイスしたケースである。

a, 在宅で生活に困窮し、生活保護や総合支援資金の要件や申請の仕方を伝えたケースが8ケースあった。

b, 大半(49ケース)は、すでに住むところがないか、友人宅や自分名義の部屋から退去せざるを得なくなって、どうすればいいかわからずに、あるいは「支援ハウスに入りたい」と、相談の電話やメールをくれたケースである。

c, 3ケースは、住民からの「〇〇に女性の野宿者(1人はまだ若い、2人は老年)がいて、何とかしてあげたいが」という相談だった。行政担当者等に問い合わせ、すでに行政の方で把握していて、野宿から抜けるための働きかけをしているがうまくいっていないこと、ただ見守りは続けていることを確認して、相談者に返答した。「安心しました」との返答をいただいた。

d, 残りの17ケースは、「大阪に出てきたときにとれる方法」や「引きこもりから脱したい」「生活保護受給中だがこういう場合どうすればいいか」「自己破産以外に方法はないか」など、直接には経済的困窮以外の相談へのアドバイスである。

② 話のみ受領したケース

・このケースは、相談というよりも「支援ハウスへの入居基準」や「女性でも入れるか」といった一般的な問い合わせと、生活保護受給中のケースワーカーへの苦情などこちらが電話やメールだけでは動けない事案、および公共機関（刑務所など）などからの依頼で、こちらで断ったケースである。

③ 返答なしケース

・このケースは、相談メールに対して「名前、年齢、どこにいるのか、所持金はいくらあるかなど、もっと詳しい状況を教えてほしい」と返信メールを出したが、返信がなかったケース、また来所や出張相談を約束したが、やって来ずその後の連絡も取れないケースである。

[電話・メール相談の成果]

- ① 電話とメールでの相談 143 件のうち、なんとか 3 分の 1 以上(36.7%)にあたる 51 件については、大阪希望館支援ハウスへの入居、入居外支援、他団体への依頼などで支援対応することができた。
- ② 大阪市内からだけでなく、大阪府下および府外からも相談が寄せられ、市町村(福祉事務所)単位の困窮者相談窓口のスキマを埋める「広域的な相談窓口」としての役割を、少しは担うことができた。
- ③ 大阪市内にホームレス自立支援センターがあることや各行政単位で一時生活支援事業がおこなわれていること、生活保護には救護施設や更生施設といった、ホームレス状態から入所できる施設など、公的な支援資源があり、困ったときに活用できる(もちろん要件はあるが)ことを伝えられたことは成果と言える。
(現に住まいがなかったり住まいを失う手前の相談者 104 人のうち、知っていることが明らかな人は 17 人しかいなかった。全体の 16.3%であり、これを多いとみるか少ないとみるかは別にして、知らない人に対して知ってもらうことはできた。)
- ④ 件数は少ないが、大阪希望館では支援が難しいが、他の団体では支援できる領域の困難課題をかかえた人を、連携団体とのネットワークで支援していくことがやりやすくなった。

これらの支援のうち、次の 4 例(すでに掲載した事例との重複もある)は、市町村(福祉事務所)単位の相談支援窓口だけでなく、最低都道府県を単位とした広域的な相談支援機関の必要性を、特に痛感した事例である。	
相談者の状況	支援内容
居宅があり、生活保護の申請を行ったが、決定→生活扶助費支給日までの食費も大阪希望館に来る交通費もないが、生活福祉資金も要件にはずれて借りられなかった。	本事業とは別の法人独自予算で蓄えていたクオカード数枚を、郵送で提供した。
大阪府下のある市役所に生活保護の相談をしたが「働いてるからダメ」「車があるからダメ」と断られた。ようやく小口融資の福祉資金〇万円を借りることができたが、家賃と保育料の滞納分を払ったら残金がなくなって、子供にご飯を食べさせる金もない。 (本事業開始前の 5 月に支援した事例)	大阪希望館からクオカードを数枚(数千円分)送ったうえで、後日に羽曳野希望館がふーどばんくOSAKAから提供を受けた支援食糧をもって訪問相談を実施した。
大阪府下から他県に派遣で仕事に行っているが、3ヶ月目の派遣契約の更新が行われぬ。寮を出なければいけないが、経済的な理由で実家に頼るわけにもいかず、地元や大阪府下の役所や社会福祉協議会に住宅確保給付金などの相談をした。しかし、「転居先で相談してください」「転居してから相談してください」と言われ、どうしたらいいか分からなくなってしまっている。	大阪希望館まで来れる交通費があったので来てもらい、住む可能性がある数市の支援策の状況や総合支援資金貸付や生活保護の内容・要件について詳しく説明した。
〇年前まで大阪市内で生活保護を受けていた。いまは〇県内の更生保護施設にいる。施設を退所後、大阪で生活保護を受けたいが、大阪市役所に問い合わせると、大阪に来てもらわないと保護申請はできないこと、まず施設があるところで生活保護を受けて、その後転居で大阪に来て生活保護を受ければどうか、と言われた。大阪で保護を受けるにはどんな方法があるか教えてほしい。	アドバイスした。(詳細は掲載しない)

[何に困ったか、なぜうまくいかなかったか]

ただ成果ばかりではない。この項では、主に電話・メール相談から見えた課題について検討する。

① 相談に来る交通費がなく、希望館に歩いて来れる距離ではない。

「課題」 大阪市内から遠く離れた府内の市や府外からの相談の場合、歩いて来れる距離でもなく、かといって相談に来る交通費もない場合、どこにいるかを確かめた上で、「どここの役所にこういう相談をしに行ってください」とアドバイスする方法しかとれなかった。

一部、大阪市南部からの相談ケースについて、西成区に事務所がある“ひぼ”の場所を借りて面談したケースが2例ある(両方とも希望館に入居)が、逆に約束の日時に待っていたが現れず、電話やメールを入れてもつながらなかったケースも2例ある。その1例は、大阪府南部からの相談であり、土日を挟んで行政対応もとられないため、歩いてくるよう求めたが、来なかったケースである。

「解決策」 相談者が今いるところに会いに行き行って相談するのがベストだとは思う。生活困窮者支援では、さかんに「アウトリーチ」の重要さが説かれているのも事実である。だが、相談に来る交通費がなく、しかも歩いて来れる距離ではない場合に対応するには、次の対応が必要になる。

- 1、相談の電話やメールが届いたその日のうち、もしくは遅くても翌日には、相談者がいるところに出向かなければいけない。(迅速さ)
- 2、出向いた先で食事を提供したうえで、話をじっくり聞き、その上で支援ハウスに連れ帰るか最寄りの相談窓口と一緒に行くことになる。その場合、すぐに宿泊提供がされなければ、せめてその晩泊れる場所を確保して提供するしかない。あるいは入院などの緊急対応が求められる場合もある。(時間と経費)
- 3、歩いて行ける距離に相談窓口を置く必要がある。その役割こそが、生活困窮者への自立支援相談窓口なのだろうが、窓口がその役割を果たすためには、緊急に宿泊できる場所、緊急対応で受け入れてくれる医療機関、いつでもいつまでも動けるスタッフの態勢、それらを可能にする財源とネットワークを、たえず確保しておく必要がある。

大阪市のホームレス巡回相談事業の規模でも、固定地で野宿している人への巡回に、区役所に出向いた自立支援センター入所申請者への相談をプラスするだけで手いっぱいである。大都市部でこれらを実施しようとする、かなり多くのスタッフと資金、協力団体が欠かせない。

② 希望館に確実に入れてもらえることが約束されないと相談に来ることができない。

「課題」 1、大阪希望館(大阪市北区)に比較的近い、歩いて来所することを求め約束したが、来なかったケースも3例ある。いずれのケースも、「来たら入れる」という約束をせず、「来所して相談して方法を決めよう。(入れなくても)別の方法もあるから。」と提案したケースである。来所する約束までには至らなかったが、「行ったら必ず入れてくれるんですか」と聞かれ、「直接会って面談してからでないと決められない」と言ったところ、結局こちらの告げた日時(当日か翌日まで)に来なかったケースもある。

2、希望館の受け入れ側としては、支援ハウスに入居する上での、また希望館の支援を受ける場合の約束事を承認してもらわなければいけないし、はたして希望館で支援できるのか、別の支援策を取った方がいいのか(例えば、“ひぼ”や羽曳野希望館への仮住まい支援の依頼や生活保護施設への入所・病院への入院など)の判断をするには、メールや電話だけで得られる情報は少なすぎる。

3、希望館の支援ハウスの限界は、日祝と夜9時半～翌朝9時までには事務所にもスタッフがおらず、また20室ほどあるアパートの一部を借りているため、希望館とは全く関係がない入居者もいることだ。そのため、約束事を守れるか、夜間や休日に容態や病状が急変する危険性はどれくらいあるかを判断しなければいけない。たとえ緊急的な2～3日程度の受け入れであっても、当人と直接顔を合わせるまでは、受け入れるかどうかの判断をしないようにせざるをえない。

また、他の方策につなぐ(依頼する)にしても、相談者の顔を見てじっくり相談を聞き、どういう人でどういう困難課題を抱えているのかを推察できる程度には把握しておかないと、依頼した相手に結果のすべてを押し付けることになってしまう。

4、相談者本人から言えば「無理して歩いて行っても、入れてくれないのなら無駄になる」という判断が出てくることは否めない。相談者には、すべて等しく、「来所または出張して面談しても、入居できない場合もある」と伝えているが、入れない不安があると、そこまで無理して行ってみようという力が出ないのかもしれない。

「解決策」 この場合には、24 時間対応可能な独立した“施設”が必要になるだけでなく、どのような相談者でも受け入れてサポートできる態勢が必要になる。これを一もしくはいくつかの民間団体だけで行うのは、資金面・フォロー体制面ともきわめて難しい。

③ 支援ハウスが満室で、受け入れることができない。

「課題」 特に、大阪希望館の支援ハウスが満室で入居の受け入れができない場合、「近くの区役所や市役所の相談窓口に行ってほしい」というアドバイスしかできない。わざわざ無理して希望館に来て、またその日のうちに役所に行かなければいけないからだ。それなら、相談窓口と相談内容、相談方法をアドバイスし、連携関係をとれる相談窓口の場合は、せめて「こういう人が相談に行くかもしれないから対応してほしい」と先に連絡を入れて、少しでも行きやすい環境をつくるほうがいい。何日も外で寝ている、食べていない状態の相談者にとっては、1 日でも早く対応してもらえるからだ。

しかし、このアドバイスの場合、相談窓口から「来た、どうなった、来てない」と連絡をもらえる場合もあれば、本人からわざわざ「ありがとうございました。こうなりました」と電話やメールで返事が来たケースもあった一方で、本人が本当に相談に行ったのかどうかまったく確認できないケースも多かった。

「解決策」 この場合は、物理的にいつでも受け入れることができるだけの仮住まい資源を確保しておくか、すぐに動ける支援態勢をつくっておくしかない。ただ、それにはもっと多くの資金とスタッフ数が必要になる。

④ メール相談の不確かさ。

「課題」 返信メールが届いたのかさえ分からない場合がある。電話相談者よりも、メール相談者の方が、ロストケースが多い。特にネットカフェや無料WiFiらしきところから深夜に送られてきたメールについては、翌朝から昼までに返信しても、その返事が帰って来ないケースが半数はある。その日がネットカフェに泊まれた最後の日で、連絡手段がなくなったのか、あきらめてしまったのか、別の方法で何とか乗り切れたのか、それさえもわからない分、どうしたのかと心配してしまうが、それ以上打つ手が無い。

「解決策」 妙案を考えられない。

⑤ 主訴に対応できる資源や制度がない。

もっとも困ったのは、主訴に対応できる資源や制度がない場合である。

「課題」

- a, 体が悪くて軽作業しかできなくなっているが、生活保護を受けると債務整理を求められ、自己破産せざるを得ないが、自己破産すると連帯保証人に請求が行って困らせてしまうと、それ以外の方法がないか相談してきた事例
→ 生活保護を受けるしかないこと、自分が生きるには連帯保証人にも自己破産してもらうなど迷惑をかけるしかないことを説明したが、それきり返信がなくなった。(相談者が連帯保証人で借金をかぶってしまったケースもあった)
- b, 生活保護は親族に扶養義務照会が行くから困る、かといって総合支援資金貸付は債務があったり、常用雇用には就いていなかったから要件を満たさないため、どうしていいかわからないと相談してきた、いくつかの事例
→ 大阪市内で健康であれば、部屋を整理して出て、ホームレス自立支援センターに入る方法しかないと言明するしかなかった。
- c, ハローワークや若者サポートステーションなどでも仕事を見つけることが難しく、アルバイトをしてもすぐにやめてしまったりしている。生活が困窮してきているが、かといって障がい者手帳を取得できる状態ではないから、どこか就職を支援してくれ

るところはないか、との趣旨のいくつかの相談事例。

→ いくつか民間の就職困難者支援機関の案内をしながら、それを利用している間は収入につながらなくて苦しいかもしれないが、時間をかけてしていくしかないと説明した。(求職者支援訓練は、近年選考がきびしく、終了後の就職につながりにくいと思われる応募者は入りにくくなっている＝訓練終了後の就職率によって、受託事業者が翌年度も受託できるかどうかが変わってしまうためだ。また、大阪でも中間就労をしているところはあるが、それでは収入が得られない。)

「解決策」 借金をかかえた人への生活保護としての対策、親族の扶養義務問題の抜本的見直し、生活困窮者自立支援制度における雇用型中間就労拡大のための政府策の抜本的見直し(補助をつけるなど)など、政策面の見直しが必要になってくる。

⑥ 各種公的相談機関との連携

「課題」 大阪希望館の電話相談・メール相談では、電話での相談を受けた上で、支援ハウスに入居するために公的相談機関から同行してもらったケースが3件(箕面市、茨木市、高槻市各1件)と、入居の判断をするために希望館から相談窓口に向いて出張面談したケースが2件(大阪市の生活困窮者相談窓口のうち、北区と浪速区が各1件)ある。

また、大阪府下の生活困窮者の相談窓口から他の支援資源につなぐための依頼を受けた件数が2件あり、保護司に協力した件数が1件ある。

他方で、刑務所からの依頼で断った件数が1件ある。

受入れた、協力したケースと断ったケース、その基準は次の基準である。

「支援ハウス等で支援を開始したのちも、相談者に継続して関わってくれるかどうか」。つまり、引き渡して「あとは頼みます」だけで終わらない連携を、当事者に対して維持できるかどうか、である。

当然、「相談してもらえませんか」と「支援してもらえませんか」とは異なる。また、民間団体から相談者に公的相談窓口の情報を提供してそこへ誘導することと、公的相談窓口が(委託や契約関係にない)民間団体の情報を相談者に提供してそこへ誘導することとは全く意味が違う。このことを十分に理解している公的相談窓口としか連携する土台は作れない。

依頼機関もまた、当人への支援機関として共同支援を担うかどうかである。その基準では、刑務官からの直接依頼の場合、出所後の共同支援は現実としてできないため、お断りすることにした。同じ出所者であっても、生活困窮者の相談支援窓口が、共同して支援することを前提に依頼してきた場合は、当人への面談後、実際に支援ハウスで入居支援が可能かどうかで判断することになる。

その意味では、DV被害者の入居支援依頼の場合、検討しなければならない課題がある。たとえ相談支援窓口が、担当区域を超えた動きができない場合でも、DV被害者等でない場合は、本人が相談支援担当者に会いに行くことで継続支援は可能になる。だが、DV被害者で他区域に移動した場合、元の区域に顔を出すことは危険である。その場合、相談支援担当者が区域を越えて動かなければいけないが、そうした支援を継続する意思があるのかどうか、不透明な依頼事例もあったため、検討すべき課題として残った。

「解決策」 “依頼者は、依頼した相手が当人を支援している間は、その役割の変化や関わる頻度等の濃淡は生じつつも、共同して支援を継続する”という方向を、理解し同じベースにしていく作業をしていく必要がある。それは大阪希望館が他の団体等に依頼する場合も同じ課題である。

B、“ひぼ”への相談依頼

1、相談者の傾向

“ひぼ”への相談依頼者	
本人から	6
“ひぼ”利用者	1
行政機関	2
ヘルパー事業所・地域包括支援センター	4
病院	4
地域の社会資源(サポートハウス等)	4
大阪希望館	2
合計	23

年齢	
30代	2
40代	3
50代	3
60代	4
70代	7
80代	3
90代	1

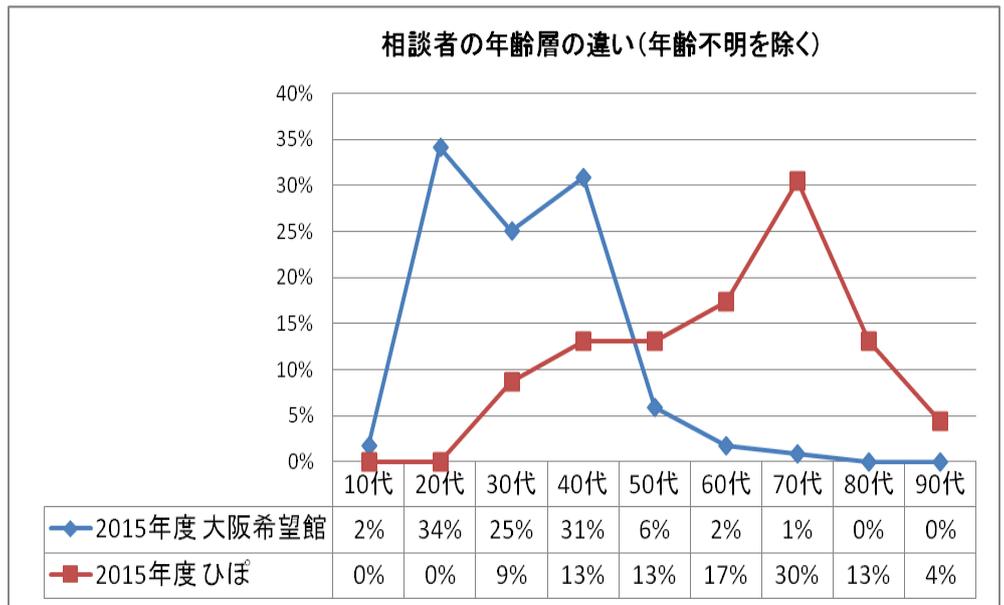
生活状況	
生活保護を受けていない	9
生活保護を受けているが、生活が破たん(野宿もふくむ)	10
訪問看護が必要	4

年齢		うち、父・母・息子の家族が1組
男性	21	
女性	2	

困窮者総合相談室Hippo. (ひぼ) への相談は、大阪希望館の電話・メール相談とは、あきらかに傾向が異なる。

① 高齢者が多い。相談者で最年少は37歳、最高齢は90歳で、平均年齢は65.4歳だった。

	相談者年齢の違い	
	大阪希望館	ひぼ
10代	2%	0%
20代	34%	0%
30代	25%	9%
40代	31%	13%
50代	6%	13%
60代	2%	17%
70代	1%	30%
80代	0%	13%
90代	0%	4%



大阪希望館の電話・メール相談の年齢層が20代から40代に偏っているのに対して、“ひぼ”の相談者は、40歳代以上が中心で、70代がピークになっている。

大阪希望館は、主な対象にしている年齢層を20代から40代とホームページ上でも広告しており、また相談者が認知する手段も、インターネット検索によるホームページの発見であるため、その年齢層への偏りが生じていると考えている。他方、“ひぼ”での年齢層の偏りは、次の2点の要因が考えられる。

1、大阪市西成区釜ヶ崎地域の高齢化

日雇労働者・元日雇労働者のまちである釜ヶ崎(あいりん地域)では、労働者の高齢化が進み、高齢化率は40%をゆうに超えていること。

2、“ひぼ”による支援が必要な人たちは、高齢者・障がい者

なかでも、大阪市西成区釜ヶ崎地域で15年以上相談・支援を行っている“ひぼ”が対象にしている「生活支援が必要な元日雇労働者や野宿生活者」は、稼働年齢層の労働者と比較してさらに高齢であること。

② 困っている内容が、経済的困窮だけでなく、高齢・障がい・疾病等で日常生活を送れなくなっていること。

“ひぼ”の場合は、認知症や精神疾患等によって日常の生活を安定して送れなくなった結果、さらに経済的困窮も強くなることへの解決が主となっている。特に注目する必要があるのが、「生活保護を受けているが、生活が破たん(野宿をふくむ)」しているケースが10件43%ある点だ。それは、相談の半数以上12名を「精神・障がい」が占めていることとも関係している。

何を困っているのか(相談内容)	
生活全般(高齢のために見守り、介護保険のサービス利用)	3
訪問看護	4
通院(精神科以外の通院継続、内科病院の転院先)	2
精神・障がい	12
就労	2

「精神・障がい」のうち、相談時にすでに精神科に通院している人は5名だが、他方で、症状はあるが病識がなかったり、治療の介入が必要だったり、障がいの評価が必要な人が7名いた。

また、就労を求める相談2名も、1名は精神科に通院中で、もう1名は精神科治療が必要な状態だった。

治療がなされていなかった結果、一定の野宿場所から移動できない、居宅で安心できない状態になってし

どこからの相談依頼か	
本人から	6
“ひぼ”利用者	1
行政機関	2
ヘルパー事業所・地域包括支援センター	4
病院	4
地域の社会資源(サポティブハウス等)	4
大阪希望館	2

まい、生活保護を受けられないケースがいた。だが一方で、生活保護は受けているが、同じく精神疾患の影響で、居宅に帰れずに野宿生活を送っていたケースもいた。

当初の事業計画では、「生活保護を受けているが野宿生活しているケース」への支援は、明確には想定していなかった。本事業を通して、居宅生活を阻害している要因が、精神・障がいである人への支援のために何が必要かを、あらためて考えさせられることになった。

そうした困難さが、“ひぼ”では、福祉事務所のケースワーカーや、ヘルパー事業所(地域包括支援センターも)、病院ソーシャルワーカーなど、相談者に関わっている社会資源が、自分たちだけでは、また制度の枠内では、相談者

の日常生活をサポートしきれない状態を改善するために、“ひぼ”に支援を求めるパターンの多さにつながっている。

2、相談後の支援の特徴

“ひぼ”への相談依頼は、特に社会資源からの依頼の場合、事実上「支援の要請」であるため、相談＝支援で展開することが多い。“ひぼ”での相談では、「おもに生活全般の再評価をおこなうことで、社会資源の再コーディネートをおこなう。」ことを目的にしている。

相談者あるいは相談を依頼した社会資源が支援している当事者(以後、相談者と表現する)がすでに活用している社会資源は、次の資源だった。

- ◇ ヘルパー(訪問介護)事業所
- ◇ 福祉事務所のケースワーカー(生活保護)
- ◇ 内科などの病院

再評価後に、新しく活用することになった社会資源は次のようなものである。

- ◇ サポティブハウス(＝支援付共同住宅で、部屋のつくりは簡易宿泊所だが、談話室等の共同スペースも備えた上で、生活支援に慣れているスタッフが常駐して、日常生活の見守りやサポートをしている)

そこに入って暮らしていると、面談やヘルパーの利用時間等だけでは見えなかった生活全般の状況が見えるため、当事者の訴えだけではわからなかった生活上の困りごとや課題が見えてくる。仮住まい資源をサポティブハウス内に設置した理由もそこにある。

- ◇ 訪問看護
- ◇ 精神科病院(病棟がある病院)・精神科クリニック
- ◇ 福祉事務所のケースワーカー(生活保護)
- ◇ 障がい者就労支援事業所(就労移行、就労継続A型、B型など)

IV、仮住まい支援を通して見えたもの

本事業では、生活困窮者とりわけ非定住困窮者の多様性に対応できるようにするために、大阪希望館、困窮者総合相談支援室Hippo.（ひぼ）、支縁のまち羽曳野希望館が、連携して運用・支援をおこなうことを目的に、それぞれが活動拠点を置く地域に仮住まい資源を設置した。

仮住まいには、次の3つの意味がある。

- 1、住むところを失っている人、一時的に避難が必要な人が、安心して寝ることができ、生活することができる場所。
それによって心身の磨滅を防ぎ、前向きに生活を再建して人生を再出発していかうという意欲を生み出すこと。
- 2、生活の再建・人生の再出発に必要なものは何かを、本人と支援者が一緒に考える、アセスメントと支援資源のコーディネート場所。
そこでは、就労能力や生活能力、得意なところ苦手なところ、治療の介入・再介入が必要か、障がいはあるかどの程度か、その他の自立困難要因はどこにどうあるか、などを総合的に判断して、継続的な支援に向けて必要な社会資源をコーディネートする。
それが、大阪希望館では、就労訓練と談話室や居室での生活から得られる情報であり、“ひぼ”ではサポーターハウススタッフや他の入居者などから得られる情報である。

3、自立支援施設でもある。

大阪希望館では、アセスメント期間(約1ヶ月)後には、それぞれに適したと思える仕事を探求職活動をしてもらい、就職が決まれば「通勤寮」として支援ハウスから仕事場に通ってもらうことで自立資金を貯蓄して、自分名義のアパートを借りる。その後の困りごとの相談や支援もおこなっている。

“ひぼ”と羽曳野希望館では、アセスメント期間後に生活保護などを活用して次の住まいと生活基盤を確保し、アセスメント期間中にコーディネートした社会資源を活用しながら継続的なサポートをおこなっている。

	大阪希望館	“ひぼ”	羽曳野希望館
主な対象者	・若者、不安定就労者、不安定居住者 (特に若年の不安定就労者)	・高齢者・障がい者・野宿生活者 (特に生活支援を欠かせない人)	・DV被害者、家族、女性 (特に家族から逃れる必要のある人)
規模 設置建物	・個室7室＋談話室1室 ・民間アパートの一部	・個室2室(談話室等は自由に使用可) ・サポーターハウス(支援付住宅)内	・2DK2戸 ・ハイツの一部
所在地	大阪市北区	大阪市西成区	大阪府羽曳野市周辺
仮住いの 特徴	・求職活動と通勤に便利な都心部 ・個室＋談話室のグループホーム型 ・生活費は訓練作業の対価で支給	・困窮者への資源が集まっている地域 ・サポーターハウスの協力で、夜間や緊急対応、日常のサポートが可能	・安心して過ごせる郊外の住宅地 ・家族と一緒に暮らせる広さと設備
支援態勢 の特徴	・運営する就労移行支援事業で、障がい者や就職困難者の就労準備支援が可能 ・大淀寮OB会事務局とともに、地域や町会の活動に参加 ・求職活動と就労継続を、仮住まい卒業後も継続支援	・運営する訪問看護事業や、地域の精神科や内科の医師・医療機関、ヘルパ一事業所等との連携で、認知症や精神疾患・複合的な障がいを有する困窮者への支援が可能 ・仮住まい卒業後も、入退院調整・服薬管理や金銭管理など、生活破綻を防ぐ継続支援を実施	・ボランティア、行政機関や地域の人権団体等との連携で、仮住まい卒業後も地域での見守り支援を継続

電話・メール相談の項でみたように、大阪希望館と“ひぼ”(羽曳野希望館)では、相談者や依頼者の傾向が大きく異なっている。一部重なりつつも傾向が異なることは、相談や支援を必要とする人も機関も、それだけ多様で幅広いということである。ここに、同じ生活困窮者、同じ非定住型困窮者や住居喪失者を支援しつつも、主たる対象者が異なる団体同士が連携して、それぞれの主たる対象者に適した仮住まい資源を設置して、相互に活用することの重要性が示されている。

A, 大阪希望館の支援ハウス

本事業(平成 27 年 6 月から 28 年 3 月)期間のうち、28 年 2 月 29 日まで大阪希望館の支援ハウスで仮住まい支援をした人の状況は次の表のとおりである。

総利用者数	33	男	32
		女	1
6 月以前入居～以降卒業		7	
6 月以前入居～入居中		0	
6 月以降入居～卒業		20	
6 月以降入居～入居中		6	

年齢	
20 代	12
30 代	11
40 代	9
50 代以上	1

利用期間	
14 日以内	12
15～30 日	2
31～90 日	5
91～180 日	8
181 日以上	4

総利用者 33 人のうち、2016 年 3 月 1 日段階で、卒業または卒業予定が決まっている 31 人を対象とした。

学歴	
中学卒	2
高校中退	10
高校卒	16
専門学校中退	2
大学中退	2
専門学校卒	0
大学卒	1

直前職の雇用形態	
正社員	4
派遣	15
アルバイト等	7
建設常用	1
建設日雇	2
無職	2
会社役員・自営	2

希望館卒業時の状況	
居宅確保	9
自立支援センター	3
簡易宿泊所	3
派遣の寮や社宅	2
実家に帰省等	5
知人・友人宅等	1
不明	4
3 月 1 日現在希望館在住	6

支援居室	7
延宿泊可能日数	1,918
延宿泊日数	1,667
稼働率	86.9%

他に談話室 1 室

1、入居したのはどんな人か

大阪希望館では、平成 27 年 6 月(6 月 1 日時点ですでに入居している人もふくむ)から 28 年 2 月のあいだに、33 人を支援ハウスに受け入れ、27 人を送り出した。

- ① 年齢層は、20 代が最も多く 12 人、30 代 11 人、40 代 9 人、50 代 1 人で、最若年が 20 歳(2 人)、最高齢が 56 歳だった。
- ② 利用期間は、30 日以内の短期が 14 人、31 日から 90 日の中期が 5 人、91 日を超える長期が 12 人と、短期と長期の 2 つに大きく分かれている。最短が 1 泊 2 日、最長が 267 日(9 カ月)だった。
これは、相談者に臨時宿泊を提供してくれていた OSAKA チャレンジネット(実際は実施団体である大阪労働者福祉協議会の独自予算からの支出であるが)が閉鎖されてしまったことにより、大阪希望館が臨時宿泊提供の部分も担わなければいけなくなったからである。
- ③ 入居 33 人中、中卒と高校中退で 12 人、全入居者の 36.4%(約 3 分の 1)を占めており、高校卒までを加えると、28 人 85%に達する。

- ④ 希望館に入居する直前職の雇用形態を見ると、正社員と会社役員・自営業を合わせても 6 人 18.2%でしかなく、逆に派遣・アルバイト等の非正規雇用・不安定就労は 27 人(81.8%)に達する。
- ⑤ 自動車の普通免許の保持者は 12 人(36.4%)。なかには免許を持っていたが、失業や不安定な仕事で免許証を更新する金がなくて、その間に更新期限を過ぎてしまったという人もいた。その他職業系の免許や講習修了証を持っている人が 7 人(普通免許との重複あり)で、フォークリフトと介護職員初任者研修(旧ヘルパー2 級)が主な資格である。
- ⑥ つまり、大阪希望館の支援ハウスに入居せざるを得なくなった原因のベースには、若くても低学歴で不安定就労があることがうかがえる。低学歴と不安定就労にも因果関係があり、ハローワークに出ている求人の応募条件を見ても、フルタイム(契約社員など)や正社員の場合、その大半が「高校卒業以上」と書いてある。そのため、低学歴層ほど、ハローワークで仕事を探さず、求人情報誌やインターネットの求人情報でアルバイトや派遣労働を探してきた傾向がある。
- ⑦ 生育家庭の環境が、どこまでどう就労や住まいの不安定さに影響したのかはわからない。入居者 33 人のうち父母の離婚歴がある人は 11 人、3 分の 1 あったが、これは日本の現在の離婚率とほぼ同じで、影響は見られない。しかし両親の離婚を経験した 11 人のうち 5 人が中学卒・高校中退だったことを見れば、プラスに作用しているとは言えない。

2、困窮に至る経緯

20 代男性	親との関係が悪くなって実家を出る。その後、寮付の派遣を転々とした。
20 代男性	牧場などで働いたのち、寮付の派遣を転々とするが、ネットゲームにはまり、お金が貯まったら仕事を辞めて、金がなくなるまで働かずにネットゲームをする生活になった。
20 代男性	全寮制の高校卒業時に「実家に戻りたい」と両親に言ったが断られたため、新聞配達や建築土木(住込み)などで働いたが、最後に働いたところと条件トラブルになって退職。住むところもなくなった。
30 代男性	会社が倒産し、その後アルバイト。友人の仕事を手伝ったが、給料はほとんど出ず家賃滞納。
30 代男性	建築業で数年働いたのち、短期のアルバイトや派遣を繰り返しているうちに腰や肩を壊して働けなくなり、家賃滞納。
30 代男性	友人と共同経営で会社をしていたが倒産。役員のため失業保険もなく家賃を滞納。
30 代男性	寮付の派遣を転々としていたが、途中病気で働けなくなって退職し、寮も出て困窮。
30 代男性	住込みで無料低額宿泊所の職員をしていたが、24 時間勤務のような状態なので改善を申し入れたところ「(替りの)人間はいくらでもいるんや」と言われたので、辞めて出てきた。
40 代男性	寮付の派遣を繰り返していたが、契約終了後に次の仕事がなかなか見つからずに困窮。
40 代男性	他県で友人と一緒に自営業をしていた。仕事が減ったため大阪に出て仕事を探したが、なかなか見つからずに困窮。
40 代男性	20 年ほど牧場や厩舎で働いたが、給与削減で退職後、派遣やアルバイトを(居住地ふくめて)転々とした。
40 代男性	友人と事業をしていたが関係がうまくいけなくなり、部屋を引き払って寮付の派遣に行ったが、体力的についていけなくて辞めて寮を出た。
20 代男性、 30 代男性	自立支援センターに入っていたが、大人数のところがしんどく、入所者同士の人間関係が原因で出てきてしまった。

困窮に至る経過は様々だが、そのベースに寮付の派遣やアルバイトを転々とせざるを得なかった状態が横たわっている。その途中で病気・けがで辞めざるをえなかったり、仕事を探せなかったり、あるいは契約期間満了や途中退職などをした後になかなか仕事が見つからなかったりすれば、一気に住むところ・寝る場所を失ってしまっている。

また、大阪希望館に入居するよりも前に、生活保護やホームレス自立支援センターなどの公的支援を受けた経験がある人は、11 人(3 分の 1)いた。一度ホームレス状態や生活困窮状態になれば、その後完全に抜け出すことは簡単ではない。再就職先の給料や安定性、雇用形態や契約期限など、さまざまな雇用問題が、さらにきびしく立ちは大層だからだ。

3、どのような支援をおこなったか。

大阪希望館では支援ハウス入居者に対して、次のような支援をおこなった。

① 仮住まいの提供。

27年6月から28年2月の期間、入居者33人に対して、延1,667日の仮住まいを提供した。

② 訓練作業の提供およびその対価の支払い

本事業とは別事業(ホームレス就業支援センターの職場体験講習制度など)を活用して、入居者への訓練作業の提供とその対価の支払いによる生活費・就職活動費の支給をおこなった。また、訓練作業に入るまで、および就職して給与が出るまでの間に生活費・交通費に困ったときには、本事業等から食料を現物支給したり、本事業とは別の法人独自予算から貸与金をおこなうなどして、就労の継続を支援した。

③ 求職活動の支援

履歴書・職務経歴書の書き方、面接や社会人マナーの習得などの練習、ボランティアの産業カウンセラーによる週1回で3~4回の職業カウンセリング提供、面接時のスーツ等の貸与などを通じて、求職活動を支援した。また、携帯電話を持っていない入居者には、本事業とは別の法人独自予算から購入したプリペイド式携帯電話を貸し出すなどした。

④ 社会制度の活用支援

支援ハウスの当人使用居室への住民登録の設定を通じて、国民健康保険や失業手当の受給、求職者支援訓練への応募、総合支援資金貸付の申請などを支援した。

⑤ 金銭管理による貯蓄支援

自立資金を貯蓄するために、金銭管理をおこない、計画的に支出をしてもらい訓練を実施した。

⑥ 部屋探しと引越し支援

支援ハウスから卒業するための部屋探しと引越しを支援した。

⑦ 総合的な困りごと解決の支援

滞納先との返済交渉、自己破産申請の弁護士への依頼と打ち合わせ・資料集め、無料低額診療事業の利用支援、生活保護申請や短期宿泊者の自立支援センター・生活保護施設等への入所相談同行など、自立を阻害する要因の解決を支援した。

⑧ 地域交流への参加支援

大淀寮OB会事務局や大阪希望館が運営する就労移行支援事業所ホープ・エッグの利用者とともに、支援ハウス入居者と卒業者が地域(豊崎東地域)の行事(盆踊りや「とよひが祭」、社会福祉協議会主催のふれあいフェスタ、老人会の行事など)の運営に携わることを支援した。

⑨ 入居中・卒業後の就労と生活の継続相談

支援ハウスの入居中・卒業後とも、仕事や生活上の困りごと、将来の不安などにかかわる相談ごとを、昼間は事務所で、夜間は談話室でおこなった。

4、支援ハウスでの支援の成果と課題

[成果と言えるもの]

- ① ある程度は、それぞれの入居者に適した自立(または自立のための支援策につながること)をサポートできた。

a, 28年2月末段階で支援ハウスを卒業している27人のうち、4人の行先不明者を除く23人85.2%は、居宅をかまえての自立もしくは次の支援策につなげることができた。居宅確保9人のうち8人は就労収入等の貯蓄による自立であること、派遣の寮や社宅、簡易宿泊所や社宅・知人宅への移動者計6人についても、1人を除いて就労しながらの移動であること、自立支援センターへの入所者も就労自立を目的にしていることを考えれば、大半は就労自立と呼ぶことができる。

特に、次の3例からは、何が生活再建の原動力になったかを見ることができた。生活再建の目的がはっきりして強いケースほど、困難を乗り越えて自立していつている。

- (1) 「事情があって離婚し、離れ離れになっていたが、連絡は取っていた子供に父親らしいことをしたいから」と語っていたケース。
- (2) 転職は何回かしているが、それぞれ貯蓄することはできていた(自分の生活をコントロールすることができる)ケース。
彼は生活再建のために「介護職員初任者研修」を取得して、老人施設で働くことを自分の目的とした。そのために求職者支援訓練を活用、終了後、目標の老人施設に就職することができた。その近くに部屋を構えた。
- (3) 住まいを失うときに、同居していた母親を老人ホームに入れてもらったケース。
彼は、自分も当然困窮したため、本来老人ホームに支払うべき金(母親の年金から)の一部を支払わずに、自分の生活に回したことから、母親の面会にも行けなくなっていた。母親もホームに居づらくなることから、分割で滞納金を完済し、その後自分の自立のための貯蓄をして卒業した。

b, 居宅確保者のうち1名は、50代の男性で生活保護による居宅確保である。

行政からの依頼は、当初「救護施設を探す間」ということだったが、若干の障がいはあるが、支援ハウスでの生活や訓練作業の様子をアセスメントすることで、居宅生活が十分可能であることが認められ、生活保護施設ではなくアパート生活に移行することができた。

c, さらに、28年3月1日時点ではまだ入居中であるが、親子(子供は未就学年齢)世帯については、支援ハウスでの生活保護が(住宅扶助を除いて)認められ、報告書作成時点で転居先を探している最中である。

d, 実家などに帰省等できた5人については、住むところを失って支援ハウスに入居したのち、再び家族や親類と連絡できるようになり、心配した家族等から帰省の受け入れがなくなったケースである。訓練作業の手当てを貯めて帰省費用をねん出することができた。戻った地域で、就職等による自立を目指している。

(1) 仕事を探そうと2~3万円持って実家から大阪に出てきたが、見つからずに路頭に迷うことになったケース。「自分の考えが甘かったと思う。地元に戻ってやり直そうと思う」と話していた。本人が自分に何か障がいがあるのではないかと感じていたので、実家に戻ってから市役所の保健福祉に相談に行き、判定を受ける相談をすることを勧めた。

(2) 親類に状況を説明したところ、病気でひとりでは不安なため、親類宅で住むよう勧められてそちらに移ったケース。支援ハウス卒業後、老人施設に就職が決まったと報告しに来てくれた。

② 入居者の視野が広がることにつながった。

a, 大阪希望館が運営する障がい福祉サービスである就労移行支援事業所ホープ・エッグの利用者と一緒に作業することで、支援ハウスの入居者同士だけでなく移行支援事業所の利用者と支援ハウス入居者が親しくなり、「健常者⇔障がい者」というへだたりを感じさせない交流ができる入居者もうまれた。

b, 地域の行事に出ていくことで、住民から感謝され、それが入居者の励みにつながっていた。

③ 支援ハウス事業が一部行政施策につながった。また、行政施策の穴を埋めた。

a, 28年1月から、大阪府北部ブロック市の一時生活支援事業に支援ハウスが使用されることになった。支援費用は本事業等から出しており、行政の委託費はもらっていない(福祉医療機構の了解を得て実施)が、報告書作成時点までに、数名分の問い合わせがあり、うち4名(箕面市、吹田市、茨木市、高槻市各1名。年末、1月、2月、3月に各1名)を受け入れた。

b、大阪市の一時生活支援事業(生活ケアセンター男女、ホームレス自立支援センター)では受け入れ困難な住居喪失者(住居喪失の手前を含む、すでに働いているが住むところがなく、まだ部屋を借りる資金もない人)について、3 区の生活困窮者の自立支援相談窓口からそれぞれ各 1 名計 3 名の相談を受け、うち 1 名を支援ハウスで受け入れた。(他の 2 名は、1 名は他の個人的方策で住まいを確保できた。もう 1 名は、相談予定日に窓口に来なかった。)

「課題として残ったこと、困難だったこと」

① 入居者の「就職後」の生活を把握しきれない。

最大の課題は、入居者が就職した後の生活実態を、スタッフが把握しきれないことにある。就職するまでは夜は談話室、日中は就労訓練や求職活動等をおこなっているため、どうしているのかがわかるが、就職後は見えにくくなってしまう。

支援ハウスでは、残業や深夜勤務のために、スタッフが談話室にいる時間を過ぎて戻ってくる場合は、事前に連絡を入れてはもらっている。が・・・。

a、卒業時に「不明」となった 4 名は、朝は出ていき、夕方は「帰ります」「遅くなります」と電話してきて支援ハウスに帰ってきていた。

しかし、実は「就職しました」と申告した先に行っていなかったり、すでに辞めているのに働いているふりをするなどしていた。これらのケースは、給料日等に給与明細をスタッフに見せることを避け、結局わずかに入った給与を(通帳をつくりかえたり、一部の通帳やカードを預けていなかったりして)もって、突然行方不明になってしまった。就職後、給与が入るまでは、生活費と通勤費を希望館から貸与しなければ就労継続できないケースも多いため、貸与金を渡していたが、返済しないまま消えてしまっている。

b、その他、その事実(やめていたこと、入った給与を預けずに使ってしまったこと)を見つけて仕切り直しをさせた事例もある。

行動パターンが就労型になっていて、話に整合性がある場合、支援者は疑ったとしても当事者の言葉を信用した対応をせざるをえない。ウソがウソを生み出し、ウソがばれそうになるとトンコ(逃亡)する行動は、そのうちだれも信用してくれなくなる「自傷行為」と言えるが、それを防ぐ手立てが見つからない困難さがある。

② 本人の意思が、不安定な仕事の繰り返しから、安定した仕事を探す方向に切り替わるための働きかけを、実らせにくい。

a、派遣やアルバイトなど比較的採用されやすい仕事を繰り返している若年世代(20代~30代)では、住むところがなくなったり食えることができなかつたりした経験が、「底打ち体験」になっていない人も多い。仕事を失った時に借りていた部屋も失ってきた経験から、常用雇用に就いて部屋を構えることへの不安感が強い。不安定でもすぐに仕事に就くことが安心材料になっている。

その一方で、「何とかなるだろう」と将来への危機意識が弱いため、希望館に対しても「派遣と派遣の合間だけ泊めてくれればいい。それ以上求めないでほしい」との思いがかなり強い人も多い。このケースは、途中で派遣やアルバイトに行ってしまうったり、就職しても踏ん張りがきかずに短期で辞めてしまう傾向がある。

他方、同じ年代でも、1カ所で比較的長く働いてきた経験を持つ人は、できるだけ時間をかけてでも、安定した雇用に就いて安定した住まいを継続させることを望んでいる。。このケースは、就職後いやなことがあっても、我慢して続けている場合が多い。

b、年齢が 40 歳を超えた人ほど、支援ハウスに入っている間に、少しでも安定して続けられる就職先を見つけたいという意識が強い。「これが最後のチャンスだ」と思い表現する人も多い。年齢が高いほど、就職後に続いているケースが多いのは事実である。

だが、他方で派遣やアルバイトの繰り返しが長かった人では、「いまさら常用雇用を探しても採用してくれるか分からないから、慣れた派遣の仕事に行きたい」という人もいる。この年齢層の人は、40 歳を超え、50 歳を超えると派遣でも契約更新やあたらしい派遣先に行くことが難しくなる現実わかっているが、そうするしかない」と判断している人が多い。

a、bのケースとも、面談や説得だけでは、方向を切り替えてもらうことは難しい現実がある。なぜなら、本人にとっては、どういふ選択をすれば今の不安感を和らげることができるか、が判断基準にならざるをえないからだ。

③ ある程度個室にこもることができる希望館の「集団生活」でさえ、精神的にもたないケースがある。

a, ネットゲームにはまっていたケース。特別なコンタクトレンズを作る必要があったため、当初は生活保護を想定した。しかし面談したところ、仕事よりもゲームを優先して仕事を辞めてきたことが分かった。活保護になると完全に引きこもってしまうことが推測できたため、方向を修正。就労訓練等に参加することで時間を費やしながらかんたクトをつくり、就職活動をおこなうことを確認した。

だが入居後 1 ヶ月を過ぎてかんたクトの出来上がり日が確定すると、「希望館でも談話室に行ったら他の入居者もいるのでしんどい。早く出ていきたい。」と繰り返して訴えるようになったため、かんたクトの支払いはきちんとすることを確認して、やむなく簡易宿泊所に移ってもらった。本人が言うには「ネットゲームの相手の人たちはみんな優しい。(現実の正解は優しくない。)」

④ 使える支援手段が年々減っている。

a, 現在はまだホームレス就業支援事業があるため、その職場体験講習制度を活用して 1 ヶ月間の就労訓練を実施できている。またその後も空きがあれば別の就労体験事業を活用しながら求職活動を続けることが可能だが、2017 年にホームレス自立支援法がなくなれば、使える支援手段がなくなってしまう。

b, 2008 年のリーマンショック以降国が実施した緊急雇用対策事業では、自治体がさまざまな臨時雇用や就労訓練事業を組むことができた。採用の間口も広がったため、それを活用することで、常用雇用や住まいを確保するための当面の収入と貯蓄をえることができた。だが、その事業基金は終わり、また基金訓練も求職者支援訓練に変わるとともに受け入れ基準がきびしくなった。訓練終了後に就職につながる可能性が低い人は採用しないからである。それは、各訓練事業者の就職達成率が、次年度の事業受託の成否に大きく左右する仕組みに変わったからである。

c, 生活困窮者自立支援制度でうたわれた「中間的就労」も、実施事業者への補助等がないため、最低賃金以上を支払う雇用型中間就労を実施している社会福祉施設等はわずかである。一時生活支援事業がおこなわれても、「寝場所と食事を提供し、求職活動が生活保護への移行を支援する」ことにとどまってしまう。働くこと一つをとっても、本格就労の前に多様な前段階就労の選択肢があれば、できるだけひとりひとりに適した仕事を見出していくことができる。それこそが、就労後の継続期間を延ばし、仕事と住まいを失ってふたたび生活保護や公的施策に頼らざるを得なくなる状況を少なくさせる道であると思う。しかし、現在の施策では、逆に(生活保護受給者を含む)困窮者への対策経費を増大させる結果にしかつなげていかないと考える。

5、大淀寮OB会事務局の役割

大阪希望館の電話・メール相談と支援ハウス入居者から、大淀寮OB会事務局での支援につなげるケースはなかった。

しかし、大淀寮は社会福祉法人が運営する生活保護の更生施設(現在は救護施設も併設)として、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センターや町会など地域のネットワークとの関係が深い。大阪希望館が運営等に参加している、町会や地域・老人会など主催の催しやイベント、社会福祉協議会が実施しているイベント等は、ほぼすべて大淀寮OB会事務局を通じて参加させてもらっている。

本事業での直接的な当事者支援としては実績評価されないが、非定住型困窮者を受け入れて支える地域ネットワークの形成の課題においては、重要な役割を果たした。大阪希望館の支援ハウス入居者・卒業者や就労移行支援事業所ホープ・エッグの利用者などが、地域を形成する一員として運営に携わることができたのは、大淀寮OB会事務局の実績と信用に依っているからだ。

B, 羽曳野希望館の仮住まい支援

羽曳野希望館では、本事業で、27年7月に2DKのハイツ2戸を借りてシェルターを開設した。

以来、28年2月までに以下の二世帯が利用した。いずれも、羽曳野市生活困窮者自立支援相談窓口からの依頼だった。(他に、大阪希望館から依頼を受けて、入居受入れのために部屋を15日間確保していた事例があるが、ここでは割愛する。)

生活困窮家族内におけるDVや経済的虐待と呼べる事例への支援は、単身者の場合や夫などからのDV被害から逃れた人への支援とはまた別の難しさを抱えている。

なぜなら、被害者と加害者がかなり近い関係であるとともに、相互に依存している場合も多く、被害者だけを救済しても問題は解決しない場合がほとんどだからである。高齢者や障害者、乳幼児等への虐待事例と同じく、被害者と加害者を別々の生活圏へと引き離しつつ、加害者の困窮状態や抱えている課題もまた解決していかなければ、また同じ状態に戻ってしまう危険性が高い。

本事業において羽曳野希望館が直接仮住まいを提供する支援をおこなったのは、2例にすぎないが、そこに登場する「当事者」は、1例目6人(新生児を除くと5人)、2例目4人の合計10人になった。

生活保護のケースワーカー、医療機関、保健所と生活困窮者支援窓口、そして羽曳野希望館が、総がかりでなんとか二世帯を支援できた事例だ。逆に言えば、これが羽曳野市のケースではなく、他市や他市の機関から託されたケースであれば、はたして「加害者」への働きかけ・問題の解決までふくめて、関係する各機関が十分に役割を担うことができたのだろうか?という課題を残した事例でもある。

同じ地域にいて、いつも顔を合わせてたがいに関わり合う関係だからこそ、どこかが誰かに放り投げて「はいさよなら」できないのであって、今後、他市機関からの依頼である時に「もうそちらに行ったのだから私たちは関わられません」と、依頼した側が関わりと責任を投げってしまう危険は十分にあり得るからだ。

それらの諸点を含めて、生活困窮者支援制度の実効性に関して、重要な教訓を伝える事例と考える。

(以下、省略)

C, 困窮者総合相談支援室 Hippo. (ひぼ) の仮住まい支援

困窮者総合相談支援室 Hippo. (以下「ひぼ」という)では、平成27年6月から本事業としての相談を開始し、8月には大阪市西成区釜ヶ崎にある、サポータティブハウス2室借り上げシェルターを開設した。

サポータティブハウスとは、もともとは、三畳一間、トイレ・台所共同という簡易宿泊所(ドヤ)のつくりではあるが、バリアフリー化され、共同スペースである談話室があり、生活保護をはじめ様々なことに詳しいスタッフが常駐している【住まい】を指す。今回、2室借りた、メゾン・ド・ヴュー・コスモ(以下「コスモ」という)は、今回の事業以前から、「ひぼ」と連携をとりながら、「困難事例」といわれる人たちを支援してきた。また、コスモの特徴として、そのスタッフは、10年以上生活支援に携わっている人たちが、朝9時から夜8時までは、2名~4名体制で、夜8時から朝9時までは常駐スタッフ1名が緊急時対応をはじめ、金銭管理や服薬管理、介護保険の申請など、制度の枠に含まれない、「家族的な支援」を行っている。さらに、経験豊富なスタッフは、少しの変化にも気づいてくれ、また、何かあったら、すぐ「ひぼ」に連絡をくれるという大きなメリットのある支援室(=【シェルター】)となった。

(以下、省略)

以上、生活保護を受給しているにも関わらず、精神疾患の治療を受けていないがために野宿にまでいたった事例と、精神疾患の治療は受けていたが生活保護受給後、しっかりしたフォローができていなかったため、内科で入院することで、再度治療介入をした事例を紹介した。今回、支援室(【シェルター】)を利用した5名は、全員精神疾患を抱えており、治療していたケースが2名、未治療のケースが3名だった。また、生活状況を見ると、生活保護受給中にもかかわらず、野宿していたケースが3名、野宿していないケースが2名だった。

大阪市西成区釜ヶ崎の地域の特性、つまりは、毎日整理券をもらうことで、地域内に無料で泊まることができるシェルターがあり、毎日どこかで炊き出しがあることから、野宿生活者が多く、その中には、精神疾患をかかえて野宿から抜け出せないケースも少なくない。また一方で、保護率(生活保護を受給している割合)の高さから、屋根のあるところで生活はしているものの、部屋に帰ることが難しいような状態の部屋で過ごす、生活が破綻し、とり残されるケースもいた。

これらのことより、生活保護受給の有無にかかわらず、精神疾患で状態が安定していない人でも対応できる、緊急避難場所が必要であることがわかった。そして、その緊急避難場所は、シェルターの役割にとどまらず、今後の支援内容をアセスメントするための役割を備えることも必要だと思う。具体的には、情報を収集して評価、社会資源をコーディネートしていくために必要な場所、もちろん、施設でもその評価がなされるかもしれないが、トイレ・風呂・洗面所が共同であったとしても、寝る場所は一人ずつという個室形式の方が、施設では大変な、もしくは、しんどい、精神疾患を抱えているケースや障がいを抱えるケースに対応できると考える。

ただ、女性には、今回の支援室(【シェルター】)は活用が難しかった。その理由として、この地域の特性として、サポータティブハウスの利用者は、大半が男性で女性がいたとしても高齢であること、トイレ・台所が共同であることをあげることができる。

もうひとつ、課題をあげるとしたら、今回のような、精神疾患で状態が安定していない人でも対応できる社会資源が非常に少ないことだ。一番は、野宿を含め困窮状態にある人たちを診察してくれる精神科医が実質2人しかいないということ、また、宿泊先として受け入れてくれる【シェルター】が、今回のコスモ以外にもないということである。これから、多様な困窮者に対して支援を広げるためには、協力して支援をしてくれる社会資源の開拓が必要であるが、これだけ、よくもわるくも、さまざまな「社会資源」が集合する地域でも、非常に難しいということを再確認することになった。

D、大阪希望館・支援ハウスへの入居支援事例など

(省略)